

## 少年司法における保護の構造

### —少年の人権と健全育成—

春日 美奈子（子ども心理学科）

## Structure of Protection in Juvenile Justice: Rearing Juveniles Soundly While Guaranteeing Their Rights

Minako Kasuga

Department of Child Psychology, Kamakura Women's University

### Abstract

Article 1 of Juvenile Law prescribes that the purpose of this law is to rear juveniles soundly and to provide them with protective measures to correct their character and to adjust to their environments. The reason is that it is highly possible for even juvenile offenders to mature as sound adults if they are treated properly. Therefore, there is more interest in these protective measures not only for juveniles but also for society, rather than in imposing punishments as sanctions. We believe that the sound rearing of juveniles is realized under the exercise of due paternalism by public organizations and under the guarantee of their rights.

Key words: juvenile justice, rear juveniles soundly, treatment of juvenile delinquent

キーワード：少年司法、健全育成、非行少年の処遇

### 1. はじめに

少年非行は、病める社会の反射鏡ともいわれている。少年による重大事件が起こる度ごとに家庭、学校、社会を含む大人全体の責任の重さを強調し、少年の保護に全力をあげるべきであるとする考え方と、たとえ少年であっても重大事件については厳重に処罰しなければ社会の秩序が維持できないとする意見とが厳しく対立している。後者の考え方には、「小さな大人」観と呼ばれるのに対し、犯罪少年を「保護の欠けた」子どもとしてとらえ、国が親に代わって保護を与えるべきであるという考え方から少年裁判所運動が起こり、今の少年法の基礎が出来上がったとされる。国が親に代わって

保護を与えるという考え方を、「国親思想」と呼ぶ。わが国で少年法という名称の法律（旧少年法）が制定されたのは1922（大正11）年であるが、第二次世界大戦後にそれが改正され、1948（昭和23）年に現行少年法が成立し翌年の1949（昭和24）年1月1日に施行された。施行から現在まで4度の改正が行なわれてきたが、根底となる少年法の理念は変わってはいない。

少年法は、その第1条において、「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行なうとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」と定めている。

少年の健全育成を図るという目的は、少年の保護処分を課すための特別な手続きだけでなく、少年に対する刑事手続きにも及んでいる。このことから少年法の理念は、少年の健全育成にあるといわれる。

健全育成という概念は、「児童福祉法」「教育基本法」「少年法」など、子どもに関する基本法の目的規定の中で必ず用いられているものもある。少年法の基本理念は、「少年の健全育成」を「少年の成長発達権の保障」と読み替えられて説明されことが多い。この子どもの成長発達権は、社会権的基本権として考えられている。非行は、子どもの成長発達を妨げる重大な障害でもある。少年法が、少年の犯した犯罪に対し応報として少年を処罰することを目的とするものではなく、非行を繰り替えさせないようにその少年を改善教育し健全な社会人に成熟させることを目的としている。これは、その少年の健全な育成を図ることのほうが、やがては社会全体の利益にかなっていると考えられているからである。これにより少年が犯罪を行なった場合には、成人とは異なり、少年法に基づいて特別な手続きのもとで事件が処理される。この少年法に基づく一連の手続きを少年保護手続きと呼ぶ。2015年の公職選挙法の改正により選挙権が20歳から18歳以上に引き下げられたことにともない民法と共に少年法適用年齢の18歳未満への引き下げが現在審議されている。この問題は、本来立ち直る力を持つ少年たちが、保護処分から除外され矯正教育や少年の段階で受ける処遇を逸し更生の機会を失いかねないと言う問題が考えられ、施設内処遇における、社会復帰を目指す保護主義は大幅に後退することになる。これらの問題も含めて、本論は、特に保護処分として少年矯正の場である年長少年が多く収容されている少年院に視点を当てながら「非行のある少年」の「健全育成」の意義を検討する。

## 2. 少年法の基本理念

少年法は、犯罪を犯した少年をはじめ非行のある少年に対する司法的な取り扱いを定める法律で、その目的は、少年の健全な成長を期することにある。

それは、可塑性に富む少年の最善の利益を考慮して原則として刑罰を科すのではなく、保護処分で教育的保護的に対処することを目的としていることから、犯罪者に対する司法的な取り扱いを定める刑事訴訟法とは、その基礎理念に大きな違いがある。

その違いは、少年法は司法的な性質と福祉的な性質を併せ持つことに由来するといわれている。少年法は刑事法及び児童福祉法の中間領域にあり、その適用、運用においても刑事法的性格と福祉的性格という二つの性格を融合させ理解することは容易なことではない。

少年法の二つの面において団藤・森田（1984）は、司法の歴史的な二つの潮流から次のように説明している。それによると、「一つは、刑事法での思潮に由来するものである。それは、犯罪行為者に着目し、適切な処遇を加えることにより刑政の目的をより良く達成しようとするものである。ことに少年については、可塑性に富み教育可能性が高い。そこで教育的・個別的処遇が少年を社会の一員として安定させるために効果的と考えられる。もう一つは、衡平法の思潮に由来するとされる。国は、保護の欠ける少年に対して監護教育の責任がある。国は、少年に正当な親の与えるであろう世話をを行い、少年が社会に適応し自立できるようにしてやらなければならない。そして、少年法の法理は、結局刑事的なものと後見的なものとの結合、司法的な機能と福祉的な機能との結合の中に見いだされる。その理念は、少年と共同社会をともども防衛し、その福祉と安全を確保し、もって実質的に社会正義を実現しようとするものである」と論じている。

少年法第1条は、「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」と定めている。少年法は、「少年の健全育成」を法の理念としており、「成長発達の援助による非行の克服」を目指す法律である。少年の健全育成という表現は、教育の基本を定める教育基本法、児童の福祉に関する児童福祉法も

目的規定の中で必ず用いられるが、少年法もこれらの法とともに少年の育成という教育的な目的の一端を担うものもある。

少年の健全育成を図るという目的は、少年に保護処分を課すためのある特別の手続きだけでなく、少年に対する刑事手続きにも及んでいる。少年法は、福祉的性格と刑事法的性格の二つを併せ持つといわれることから、少年法の基礎である「保護主義」「保護手続き」の具体的な理解において依然として激しい見解の対立が続いている。澤登（1987）は、少年法の基本的立場として、「少年法は福祉法の全法体系の中で、特に非行のある少年に対する福祉を実現するための法的枠組みを定める法律である。実体法としての少年法は、犯罪＝刑罰、非行＝処分（制裁措置）の図式を否定し、要保護性に対応した処遇を要求する。手続きとしての少年法は、処分決定手続きの面と処遇手続きの面の両面をもつ。いずれの面においても『適正手続』が保証されなければならない。その基礎は、少年の言い分を十分聴くこと、少年の納得（ないし同意）を得るように努めることである」としている。また、少年法はパートナリズムを基盤に成立する意味でも福祉法であるが、刑罰を含む強制的な手段の使用が認められていることから、手続き開始の条件としても、処分決定の条件としても、非行という侵害性のある行為の存在が不可欠である。その意味では、少年法の基底に侵害原理がある。また、少年の同意に基づく処遇であっても、その同意は強制的手段を含む公的枠組みの中での同意であるから、その処遇の正当根拠はやはりパートナリズムである（澤登、1997）。少年法は、刑事法的側面と福祉法、教育法的側面を併せ持つといわれる。少年の改善教育とそれを通した再非行の防止という基本理念が、重層的な意義を有していることに由来するものである。この二つの側面を融合させていくことが容易でない仕事であるが、これをどのように調和させていくかに刑法、刑事訴訟法とは異なる少年法固有の問題もある。

1949年（昭和24）年から施行されている現行少年法は、少年法の適用年齢を20歳未満に引き上げ（2条1項）、非行少年を犯罪少年、触法少年、虞

犯少年の三種とした（3条1項）。20歳未満で刑罰法令に違反した・違反する可能性のある行為を行った子どもを「非行少年」として、刑事司法において特別な取り扱いをするための手続を定めた法律である。少年法第3条は、「犯罪少年、触法少年、虞犯少年を“非行のある少年”と定め、これらの少年に対して、特別の扱いをすることを定めている。非行とは、20歳未満の少年が刑法に触れる行為をした場合で、14歳以上20歳未満の罪を犯した少年を「犯罪少年」、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年を「触法少年」、刑罰法令に該当しないけれども一定の事由があって将来、罪を犯した場合は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の少年を「虞犯少年」としている。虞犯事由として、①保護者の正当な監督に服しない性癖のこと。②正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと。③犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、またはいかがわしい場所に出入すること。④自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のことの4つが挙げられている。いずれもそれ自体は刑罰法令に触れる行為ではない。このように適用対象となる非行少年の概念を明確にしているのは、非行少年に対して各種の刑罰や保護処分という強制的手段を用いることが可能とされているからである。つまり、教育のためとはいは国家機関が少年の意志に反して強制的にその自由を制約するのには、厳格な前提条件が必要である（澤登、1997）。少年法の教育目的は、第一に再非行の防止に向けられる。そのための教育手段として重きをおくのが、保護処分であり、これには多かれ少なかれ、対象者の自由を強制的に拘束する性質を持つ。

### 3. 少年法が目的とする「健全育成」とは

#### （1）非行のある少年の健全育成

現行少年法は、日本国憲法施行後の1949年（昭和24）年1月1日から施行され現代に至っているが、この間4度の改正が行われている。旧少年法に比べて、多くの異なる特徴を持つが、そのすべてが少年の人権保障の強化と少年の健全育成の充実を図るという目的から生じている。日本国憲法

は、すべての子どもの成長発達権を保障していることから、国は、非行を行った少年に対しても、その少年が非行を克服して成長発達を遂げるために必要な様々な援助を与える義務を負っている。

現行少年法は、非行のある少年に対して、公的機関がどのように処遇すべきかを定め、その第1条に処遇の目的を「少年の健全育成」に置くことを定めている。これは、少年が行った行為の責任を刑罰で清算させるよりも、犯した少年自身が自分の行為の責任を自覚させる働きかけをしながら、時間をかけてその問題となる非行性を克服させ、健全な育成を図ることのほうが、ひいては、社会全体の利益にかなっているという、多くの国々での歴史的な経験を尊重するという思想にもとづいて、制度全体を構築している。そしてこれは、1994（平成6）年に日本も批准した「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）にも明示されている考え方である（澤登、2015）。しかしながら1990年代の後半に、少年による凶悪な事件が社会的に注目され、また被害者運動の高まりの中で、少年法は「少年を甘やかせる法」とあると批判されるようになった。このような保守的な世論を受けて、少年法は2000年の改正で一部刑罰化が実施されその後も社会統制の視点からの改正がなされている。この背景には、犯罪を犯した者が少年だと、成人の場合刑罰が処されるのに対して、その犯した行為の責任が追求されるよりもまず、少年の保護が考慮されるのは何故なのかということにある。何故、刑罰ではなく「保護処分」なのかということが問題とされることもある。少年法は、刑事政策と福祉政策との接点に位置する法律であり、仕組みも複雑なことからいつも議論が絶えなく理解することが容易でないことは否めない。

少年法は、非行少年の健全育成を目標として掲げているが、この立場を「保護主義」と呼ばれている。健全育成=保護と考えてよい。これに関してこれまで様々な説明が行なわれてきている。その中で「健全育成」の意義について荒木（1999）は、健全育成の要素として、「①少年が将来犯罪・非行を繰り返さないようにすること、②少年が抱

えている問題を解決して、平均的ないし人並みな状態にいたらすこと、③少年のもつ秘められた可能性を引き出し、個性味豊かな人間として成長するよう配慮すること」といった三つの要素をあげ、その積み上げがあると説明している。少年法における健全育成はそのうちどの段階のものをいうのかこれまで議論が行なわれてきている。

日本でも1994（平成6）年に批准した「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）において、非行少年を含むすべての児童が「生命に対する固有の権利を有することを認め、国は「児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する」義務があることが宣言されている（6条）。このことを鑑みると、少年の健全育成とは、個々の少年の特性に応じた援助つまり「成長発達権の保障」ということになる。

#### 4. 保護処分と健全育成

少年及び児童の育成は、少年法だけでなく児童福祉法、教育基本法などにも共通する法の目的であるが、少年法上の健全育成は「保護処分」という強制的介入が認められていることにその特徴がある。この強制的介入としての強制手続きは、保護処分と呼ばれ、保護観察・児童自立支援施設または児童養護施設送致・少年院送致の3種類である（少年法24条）。少年法第3条において、犯罪・触法・虞犯の3種類を非行とし、それに応じて犯罪少年・触法少年・虞犯少年を“非行のある少年”と定めている。少年法上では、非行事実を通して理解される個々の少年の「要保護性」を考慮して、どのような取り扱いをするのかが決められる。家庭裁判所の審判によって、再犯のおそれがあり、処分が必要と判断された場合は、「保護処分」となる。児童自立支援施設と児童養護施設は、児童福祉法に基づく厚生労働省の管轄の児童福祉施設で、少年院は法務省の管轄で矯正施設になる。少年院は、非行少年に社会生活に適応させるための矯正教育を行なう施設で、少年それぞれの問題性や教育の必要性に応じて治療や、更生のための教育プログラムが実施されている。

### (1) 児童自立支援施設における自立支援

児童自立支援施設は、全国に58施設ある。そのうち国立が（国立武蔵野学院・国立きぬ川学院）2施設、私立が（北海道家庭学校・横浜家庭学園）2施設、公立が54施設ある。施設は、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行なうことを目的とする」（児童福祉法第44条）児童自立支援施設で、少年院とは異なり開放処遇と小舎夫婦制が特徴とされている。

児童自立支援施設の処遇の特徴とされる「小舎夫婦制」という形態は、家庭的支援である。職員夫婦が寮長寮母として家庭的生活を営みながら擬似家庭であっても愛情に満ちた温もりの中で、子どもたちと24時間起居を共にしながら生活指導・学習指導・職業指導が行なわれてきた。支援活動は、まず心の接触がとても重要とされてきた。子どもの多くは放置され、疎外され、満たされなかつた悲惨な過去を持っていることが多く、大人や社会に対して不信感を持っている。こうした子どもに対して職員は、常に明るい態度で子どもをよく観察し、理解し、対話して時間をかけながら子どもの自発性を待たねばならない。育ち直し・育て直しの治療的養育の場でもあり、中学生を中心とする義務教育の者が大半を占めて入所している。施設全体の治療教育的雰囲気や少人数からなる家族的な寮舎の温かい環境が、子どもの安心感や、信頼感を増し、職員と子どもの全面的なぶつかり合いの中で、子どもの心の開放そして、成長発達を支援する。そこに、児童自立支援施設における小舎夫婦制の存在の意義がある。時代の変遷と共に、職員の確保や勤務体制から来る労働条件の問題から、従来の夫婦家族で子どもたちと起居を共にしながらの教育が困難となり、多くの施設が小舎夫婦制から交替制へと移行し、施設全体の7割を占めた夫婦制が現在は3割にせまるところまで減少している（春日、2012）。

児童自立支援施設は今、小舎夫婦制の減少、少年法改正による福祉と司法のすみ分けの問題や、公設民営化への動き、入所児童の減少と対象児童の多様化に対する支援の問題を抱え、その存在に對して重要な時を迎える、改めてその存在の意義が問われている。澤登（2015）は、「実際に保護処分として、この処分が決定されるケースは極めて少ない。施設に送致される保護処分の対象となるのが原則として行為時14歳以上の少年であることなどから、家庭裁判所がこの保護処分を活用できる余地が極めて少ない。その上、ほかの保護処分と異なり、送致後、裁判所はまったく関与できない。結局、少年法と児童福祉法との法規的不整合および運用上の連携の不十分さが解消されないと、今後ともこの傾向が続くと思われる」と指摘している。実際16・17歳と18・19歳でこの保護処分となつたものはいない（武内、2015）。

### (2) 少年院送致

少年院送致（少年法24条1項3号）は、保護処分の1つであり法務省の管轄の矯正教育を行なう非開放的な収容施設である。少年院は、集団的規律の中で少年それぞれの問題性や教育の必要性に応じて治療や、教育のプログラムが実施されているところに処遇の特徴がある。その処遇の中核をなすのが、矯正教育である。その具体的な内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導を挙げている（少年院法24条～29条）。ここでの処遇は、厚生労働省を管轄とする開放処遇の児童自立支援施設や児童養護施設とは多くの点において違いがある。

### (3) 少年矯正のあゆみ

1948（昭和23）年7月に新少年法と共に制定された少年院法は、これまで大きな見直しの必要ななされずにきたが、2014（平成26）年6月11日に、全面的な改正が行なわれ「少年院法」・「少年鑑別所法」が成立し公布された。

旧少年院法においては、少年院は、少年の年齢、心身の状況・非行傾向の程度に応じて、初等少年院、中等少年院、特別少年院、医療少年院の4種

類に分けられており、送致決定の際に種類が特定される。初等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね12歳以上おおむね16歳未満の者を、中等少年院は、同じく心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上20歳未満の者を、特別少年院は、心身に著しい故障はないが、犯罪傾向の進んだ、おおむね16歳以上23歳未満の者及び少年受刑者を収容し、医療少年医院は、心身に著しい故障のあるおおむね12歳以上26歳未満の者を収容する（少年院法2条）ものとされてきた。2007年改正法によって、少年院収容年齢の下限は従来14歳であったが、初等少年院と医療少年院の対象年齢は14歳以上からおおむね12歳に引き下げられた。この「おおむね」とは、11歳の小学生も対象になりうる。ただし、そのうえで14歳未満の少年については、家庭裁判所は、「特に必要と認める場合に限り」少年院送致ができるものとしている（少年法24条1項）。これは対象の少年の改善教育にとって有効があるのかないのかによって決定されることであり厳罰化には値しないと考えられる。

新しい少年院法では、初等少年院と中等少年院を併せて「第1種少年院」、特別少年院を「第2種少年院」、医療少年院を「第3種少年院」、刑の執行を受ける者（14歳以上16歳未満）を収容する少年院を「第4種少年院」として少年院の種類が再編された（少年院法4条）。初等少年院と中等少年院の収容の区分は、16歳という年齢のみであるところ、個々の少年の心身の発達を考慮せず、16歳という年齢のみで一律に区分することの合理性に乏しいことや、特別少年院という名称は、出院した少年に特別に凶暴な少年であるというステигマを負わせる懸念がある（森田、2004）ことを考慮してのものもある。2014（平成26）年の全面改正は、大きな改革でもあると考える。新法のもとでも旧法と同じく家庭裁判所が、少年鑑別所での鑑別結果や調査報告を考慮し種類が決定されるとともに、短期と長期の処遇区分などの処遇内容が通達される。少年院の処遇は個別処遇と集団処遇とを組み合わせたものであるが、そこにはそれぞれの少年一人ひとりの最善の利益の実現が根底にあることを忘れてはならない。

少年院法の改正に至った背景として、柿崎（2014）は、「旧少年院法においては、少年院における矯正教育、少年鑑別所における鑑別や監護処理に関する規定が乏しく、被収容少年の権利義務や職員の権限等の規定が少ない。被収容少年の処遇の多くが、省令、訓令、通達等に委ねられており、行政上の運用としているため、法令上、少年院の全体像を把握することが困難になっている。また、広島少年院の不適正処遇事案の発覚を契機として、不適正処遇の防止、施設運営の透明性の確保の観点から、不服申立制度の整備、第三者委員会の設置等、新たに法律に規定するべき事項があつたことから少年院法の全面改正に至った」と指摘している。在院者の処遇は、その人権を尊重しつつ、明るく規則正しい環境のもとで、その健全な心身の成長を図るとともに、その自覚に訴えて改善更生の意欲を喚起し、並びに、自律及び協同の精神を養うことに資するよう行なうとされる（少年院法15条1項）。そして、在院者の処遇にあたっては、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用するとともに、個々の在院者の性格、年齢、経歴、心身の状況及び発達の程度、非行の状況、家庭環境、交友関係その他の事情を踏まえ、その者の最善を考慮して、その者に対する処遇がその特性に応じたものとなるようしなければならないとされている（少年院法15条2項）。このように処遇の基本原則として、少年法の目的とされている健全育成と在院者の最善の利益を考慮することとされていることは、刑罰の執行とは違った保護処分としての少年院への収容の特徴ともいえる。

少年院法改正の注目点として、①少年院の運営の透明性を確保するために、7人以内の委員で組織される少年院視察委員会が設置されたことで在院者の人権を尊重した施設の運営の改善向上に資することが期待されていること（少年院法8条～11条）、②不服申立制度についても整備が行なわれた、③少年は、自分が受けた処遇について口頭又は書面で監査官・少年院の長に苦情の申し出をできるとされたことである。今回の少年院法の全面改正により、少年院における矯正教

育や健全な育成に資する処遇の充実が図られたとともに、出院後の関係機関との連携も強化し、再犯を防止するための法的基盤が整えられたと言える。また、少年院視察委員会が設置されたことで、透明性が図られると共に、見過ごされ改善されなければならない部分を検討する機会を得ることで、各少年院の施設運営の向上を図る一翼となりつつあることが、改正後からこれまでの間の歩みの中で結果としてできていることは、少年矯正として極めて理想的な形で現在進んでいると言えよう。

こうした動きの中で、2015年に公職選挙法が改正され、選挙権が20歳から18歳以上と引き下げられた。これに伴い、少年法適用年齢を18歳に引き下げる問題が現在審議されている。平成28年度版犯罪白書によると、年齢層別に少年院入所者の特徴を見ると、平成27年の年齢別構成比は、年長少年（43.9%）が最も高く、次いで、中間少年（39.7%）、年少少年（16.4%）の順であった。平成27年における年少少年及び中間少年の人口比は、前年に比べて低下しているが、年長少年の人口比は、前年より上昇している。現実に第2種、第3種少年院には19歳、20歳の少年が多く収容されて矯正教育が行なわれている。

少年法適用年齢が20歳から18歳に引き下げられた場合、これらの少年は、保護処分の枠から外れることになってしまう。犯罪や非行を犯すような年長少年は、18歳でも19歳でも同年齢の者に比べて人間としての成長発達が遅れているという考えに立つことから、選挙年齢とは関係なく教育的処分を優先すべきであると考える。この問題は、少年法と少年司法にも大きな影響を及ぼすことが予想される。

## 5. 少年法改正の歴史

### （1）改正への動き

第一次世界大戦後少年犯罪が激増し、少年犯罪特別法の必要性が痛感され、1922（大正11）年に「少年法」および「矯正院法」が制定公布された。これが旧少年法である。福祉政策と刑事政策の両面からその内容を規定することを意図したもので、1948（昭和23）年に全面改正されて現行少年法に

引き継がれるまで、26年間に渡って運用され、福祉面より刑事司法の性格が強かったとされている。第二次世界大戦後の憲法改正にもとづいて、我が国の法律制度の全面的な見直しが行なわれ、少年法も当時アメリカで全盛期にあった「国親思想」に基づき、旧少年法の全面改正に踏み切り保護優先主義の強い影響を受けて改正作業が進み、1948（昭和23）年7月15日に新少年法が公布され、現行少年法は、1949（昭和24）年1月1日に施行された。現行少年法は旧少年法を全面改正したもので、その大きな特徴は、検察官の先議権を廃止して、すべての少年事件を家庭裁判所へ送致し、家庭裁判所が少年の保護処分、刑事処分の判断・決定を行なうことと、少年法の適用年齢（少年年齢）を18歳未満から20歳未満に引き上げられ少年法の基本構造が根本的に改められた。施行から現代までに幾度か改正論議は展開してきたが、草加事件（1985）、山形マット死事件（1993）年、神戸連続児童殺傷事件（1997）年、佐賀のバスジャック事件（2000）年、長崎事件（2003）年、長崎佐世保事件（2004）年など少年による一連の凶悪事件の発生が相次ぎ、これらの事件を契機に厳罰論という新しい改正論議の流れと、少年犯罪に対する被害者に対する配慮という観点からの改正論が表れ、現行少年法に対しては、2000年に入ってから現在まで、2000（平成12）年、2007（平成19）年、2008（平成20）年そして2014（平成26）年と4度にわたって一部改正が行なわれている。

### A. 2000年改正法の要点

2000年改正は、①少年事件の処分等のあり方の見直し、②少年審判の事実認定手続きの適正化、③被害者への配慮の充実が柱となっている。

### B. 2007年改正法の要点

2007年改正法は、①触法少年の事件についての警察の調査権限の整備（第6条の二）②14歳未満の少年院送致を可能とすること。少年院への送致年齢の下限を14歳以上から「おおむね12歳以上」へと引き下げたこと（少年法第24条但し書、少年院法第二条第二項）③保護観察に付された少年が遵守すべき事項を遵守しない場合の措置の導入

(第26条の四) ④国選付添人制度の導入（第22条の三）の4つの柱からなる。

#### C. 2008年改正法の要点

2008年改正法は、①一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設（第22条の四）②家庭裁判所が被害者等に対し審判の状況を説明する制度の創設（第22条の六）

③被害者等による記録の閲覧及び贋写の範囲の拡大（第5条の二）④被害者の申出による意見の聴取の対象者の拡大（第9条の六）⑤少年の福祉を害する成人の刑事事件について、その管轄を家庭裁判所から地方裁判所へ移管する（第37条の削除）こと等からなる。

#### D. 2014年改正法の要点

2014年改正法は、①家庭裁判所の裁量による検察官関与制度及び国選付添人制度の対象範囲の拡大（第22条の二）②少年の刑事事件に関する処分の規定の見直しである。②について、澤登（2015）は、「2014年の改正は、応報刑としての量刑のバランスを適正に維持するための方策と考えられないこともないが、形式的な量刑のバランスは、不定期刑の教育刑的性格を後退させる結果になり、具体的には、仮釈放や短期での刑の終了が進展せず、長期依存性が強まることにより、少年刑全体の教育効果が後退することにより、少年刑全体の教育効果が後退する懸念も生じてくる。不定期刑の処遇内容の改善とそれにも増して、教育刑的理念の再確認が必要とされる」と指摘している。これまで数次にわたり改正が行なわれてきたが、少年法の理念は揺らいでいない。この点

について、松尾（2009）は、批判等に曝されながら「嵐に耐える喬木のように根を張っており、その基本構造は終始維持されている」と評している。我が国の少年法の長い歴史の中での保護優先的な運用は高く評価するべきことであり少年法の基本理念は今後も守っていかなければならないこともある。時代の変遷とともに守らなければならぬものと改善していくかなければならないものが出てくることは否めない。そうしたなかで、なにを守りどこを変革していくのかを制度の原理や原則に立ち返り、必要性、改革した場合の弊害などあらゆる角度から慎重に吟味し、必要がある場合は

従来のものをよく検討しながら積極的に工夫を重ねていくべきであると思われる。その際少年法の basic 理念は忘れてはならない。

2000年代の少年法の改正を推進させたのは、少年非行の増加、凶悪化、低年齢化という言葉が独り歩きした結果、世論の感情をより敏感なものへと促したように思われる。社会の激情的で過敏な反応が立法に結びついてしまう危険性をともなっているように思われる。時代の変遷と共に私たちの社会生活にも大きな変動がありそれを反映して少年の非行現象は、質的にも量的にもかなりの変化が見られ、そのたびに改正問題は常に生起する。事件が起きたたびに改正の声を上げるのではなく、そのような問題が起きた事件の深層に耳を傾け探りながら、声なき声を救い上げて考えていく必要がある。子どもの問題行動は病める社会の反射鏡といっても過言ではない。厳罰化や刑事司法化は、犯罪の減少には繋がらない。我が国の少年法の基本理念は、「少年の健全育成」を「少年の成長発達権の保障」と読み替えて説明されることも多い。そこでは、「子どもの成長発達権」は、社会権的基本権としてとらえられている。こうした法の目的や基本枠組み、法の体系的な構造がどのように形成され維持されてきたのかなど少年法の目的・理念の明確化を社会の中で進めしていくことは、国民が間違った事実認識に基づいて誤った世論を短絡的に形成し対案なしの批判や反対などの一連の法改正の動きに課題を提示する意味でも今後重要なことになると考える。

#### （2）その後の改正の動き

##### ①18歳選挙権と少年法適用年齢引き下げの問題

2015（平成27）年6月に、選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立した。付則で「民法や少年法などについても検討する」ことが明記された。これは、18歳及び19歳の若者は、成人として選挙権を保持するので、犯罪を犯した場合には当然、成人としての義務として刑罰を受けるべきという論理で、18歳選挙権実現と抱き合させて少年法適用年齢を18歳未満に引き下げるという案である。この法改正の国会成

立は、少年法と少年司法にも影響を与えることが予測される。

現行の少年法はその適用年齢を、旧少年法の18歳未満から20歳未満に引き上げたもので、これを巡り適用年齢に関する現行法施行当時から議論がくりかえされてきた。これまで数次にわたって少年法の改正が行なわれたが、少年司法制度でのもとでの実務の成果が考慮されて、少年法適用年齢引き下げが少年法改正案に盛り込まれることはなかった。つまりこれまでの成果が実となっていることを鑑みても引き上げる必要性があったと考えることができる。

法務省は、平成27年11月に少年法の適用年齢引き下げに関する勉強会を設置した。翌平成28年12月に公表した報告書では、更生を目指す観点から現行法の20歳未満を維持すべきだとする意見と、公職選挙法などに合わせて18歳未満に引き下げるべきだとする意見が併記された。平成29年に入り法制審議会がこれまでに5回開かれ少年法適用年齢引き下げについて審議が行なわれているが、未だ良い解決策は出ていない。審議に時間はかかると推測するが、遠い将来民法ならびに少年法の適用年齢が引き下げられることが今後想定されるであろうことは否めない。選挙法との連動での少年法の適用年齢について、世論も含め実務者たちの間でも賛否両論がある。賛成派の多くは、「犯した罪の責任をきちんととらせるべきだ」と主張し、反対派は「まだ成長しきれていないので、少年法に基づいて立ち直りを支援することが重要だ」としている。

立法は、それぞれによってその目的や利益などによって決めるべきで、選挙年齢の引き下げは、若者の政治参加の保障という観点からの考え方であるのに対し、少年法の適用年齢の引き下げは、少年の立ち直りや再犯防止に有効であるのかどうかという観点から考えていく必要があると考える。刑法では、行為主義で行為の重さに応じた責任として刑罰が科せられるのにたいして、日本の少年法は国親思想によって正当化され、「少年の最善の利益」の観点から、非行を犯した少年には、刑罰ではなく、保護処分で対処することに重きを置

き、他国に比べて20歳未満として適用年齢が高く、少年法の下での保護主義が充実している。それは世界において高く評価されているものもある（澤登、1994）。

## ②少年年齢「18歳は大人か子どもか」

少年法の適用年齢を現行の20歳未満から18歳未満に引き下げるべきであるという主張は、これまで少年法改正論議の基本的な論点とされてきた。18歳は大人か子どもかという議論は今も続けられている問題で、未だ納得のいく答えは出ていない。20歳未満の者を一律に少年として考える一つとして、18歳、19歳は、年齢は身体的・生理的には成人に近い発達を示しているが、精神的な成熟度は身体的な発達と比例しているとは言いがたく、そのアンバランスが情緒的不安定を生じやすく、それが非行の大きな原因となっている。したがって、この年齢は、社会環境の発達や変化に「個」として適応できるように教育し、援助することが必要な階層である。つまり、保護手続きの対象とすべき者である。現行少年法はそのような理解に基づき上限を20歳未満としてあつかうようにしたものと思われる（澤登、1987）。

非行少年に対する保護処分には、応報という発想はまったく含まれず、保護処分そのものが少年の健全育成のために必要な手段であると考えられている。非行少年に対する決定は、非行の重さに對応した自由制限処分を選ぶという観点ではなく、非行を立ち直らせるにはどのような処分が適當かという観点で行なわれている。澤登（1987）は「『18歳は大人か子どもか』という問題は、選挙権年齢、民法上の成人年齢、婚姻年齢、運転免許取得年齢など他の法律制度と関連づけて議論されるが、少年法のように、対象者の特性に応じた個別的処遇を目的としている法制度にはなじみにくい問題である。つまり、人の成長発達過程を一般化した暦年齢でとらえることは個別的処遇の目的とうまく適合しない。この問題は、18歳19歳（年長少年）の犯罪には一律に刑罰だけで臨んだほうが犯罪対策として有効かどうか、現行法制の適用が功を奏しているかどうかという実証的な検証の問

題としてとらえるべきである。少年法の適用年齢をどうすべきかは、少年法の運用実績を考慮して結論が得られる問題である」と論じている。

かりに適用年齢が引き下げられた場合、18歳以上は保護処分の対象にはならなくなることから、18歳、19歳でも家庭裁判所に送致されず公開の法廷で裁かれることになる。少年法61条も適用されなくなる。現在、保護処分として少年院で処遇を受けている者は、懲役刑や禁固刑を科されることになる。そうなると公職選挙法第11条2項により、選挙権を失うことになる。また、少年司法の諸機関にも大きな影響が出てくる。20歳未満（年長少年）の少年が多く収容され矯正教育の場として実績をあげている少年院もその一つである。

18歳・19歳を精神的に成人としてみるとまだ未熟であるという考えに立ってみると、保護処分としての矯正教育の場である少年院での教育的要素は少年の成長発達に重要な役割を担っているよう思う。少年院における処遇の中核となるのは矯正教育で、在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の五つの分野にわたって指導が行なわれている。教科指導として、平成19年度から、法務省と文部科学省の連携により、少年院内において、高等学校卒業程度認定試験を実施しており、平成27年度の受験者数は566人、合格者数は、高卒認定合格者数が187人、一部科目合格者が355人という結果をだしている（平成28年版 犯罪白書）。少年院在院者は、前科は残らないので、今後の道を開くためにこのような制度の活用は復帰の可能性に結びつくものである。しかし、適用年齢を下げた場合、少年法の適用外ということで、前科者として社会に帰ることになることから生活の安定を確保することは難しくなることは否めない。

本来少年院の処遇と刑務所の処遇を対比すると保護処分と刑事処分の相違という本質的な違いがあり、総じて少年院の処遇の方が手厚い処遇といえる。そこには、非行のある少年の健全育成という目的概念が根底にある。健全育成の目的は、まず非行を繰り返さないようにすること、そしてその少年が抱えている問題を解決して、通常の社会

生活ができる“健全な社会人”に成熟させることにある。少年院に入ることで、問題のある環境から一時的に離れ、矯正教育の中で育て直しを進めるとする手厚い教育を受けることは、少年にとって非常に大事なことでもある。

2014（平成26）年に少年院法・少年鑑別所法が改正され、新少年院法により透明性が図られ矯正教育やその他の健全な育成に関する処遇がさらに充実し現在理想的な生活が行なわれて成果を収めている。年長少年に対する教育の機会がもしなくなるとすると、更生されないまま社会不適応に陥っている状態で、二次的な障害や環境の問題により犯罪傾向がさらに進んでいく段階での早期の手当てができなくなることが懸念される。横山（2017）は、「社会的に未熟な若者が増えており、彼らにできるだけ広く保護的措置を講じることが望ましい。少年法の適用年齢を20歳未満に据え置いたうえで、20歳から22歳の若者で要保護性が高いものは、刑罰に代えて、現在の少年法のとの保護処分に準じる保護的措置を特別法を設けて導入すること」を提案している。それを提案しつつ横山（2017）は、「現在は非行少年や犯罪者を見る目が厳しいので、この特別法を制定するには、まずは若年者に対する保護的措置の利点を、人々に理解してもらうことが必要である」と指摘している。欧米では、成人年齢を18歳としていても、20歳未満や20歳代の青年も含めて、他の成熟した年齢層の成人と同等に扱ってはいない。諸外国が少年司法の刑事裁判化と刑罰化への反省から、少年の特性を尊重する方向へと転換しているときに、日本は逆送状態になっている（鮎川、2014）という指摘も聞こえてくる。時代の変遷と共に守るべきこと、改めるべきことがあることは否めないが、今回の国政参加の権利を与える公職選挙法と一部の非行少年を対象として、その健全育成を図る少年法とでは、視点が異なると考えるべきではないかと考える。現在行なわれている年長少年に対する処遇を変えなければならない不具合的な要素があるのか、引き下げの問題を考える時、その部分を吟味していくことが重要になると思われる。

## 6. 少年司法における今後の課題と展望

少年法の適用年齢の上限を20歳から18歳に引き下げることは、刑事司法全般において成長過程にある年長者をどのように取り扱うべきかという基本的な考え方にはかかわる問題になる。それゆえに、様々な角度から吟味して、少年法適用年齢の18歳未満への引き下げについて慎重に検討していく必要がある。本来、立ち直る力を持つ少年たちが、保護処分から除外され矯正教育や少年の段階で保護観察を受ける機会を逸し、更生の機会を失うことがないようにしていく必要性がある。成年年齢を18歳として選挙権を付与しても、少年法の健全育成という目的を考慮して、少年法の適用年齢は、現行法どおり20歳未満に据え置くべきであると考える。日本の犯罪現象は戦後から安定した状態が続いている、これは犯罪予備軍とされる非行少年に対する対策としての教育的処遇が功を奏していることが原因と考えられる（澤登、2015）。それゆえに今回の適用年齢引き下げの問題は、慎重に十分検討したうえでどうあるべきかを結論として出すべきことが望まれる。

社会において人間関係が希薄になり、人が孤立し、生きづらい世の中となった。そのしわ寄せは弱い子どもやお年寄りにくる。家庭の養育機能の低下に伴い子どもは安心して身を置くことができる居場所を求めている。矯正施設や児童自立支援施設に入所てくる子どもの多くは壮絶な幼少期を過ごしてきている。そうした子どもにとって必要なことは、衣・食・住を守り子どもが何も心配することなく安心して生きられること。そしてその生活を通して子どもの心の中に将来への希望をもたせる環境を提供することであり、何よりも愛情を持って子どもと共に生きること。そして、子どもの生きる権利を保障することだと考える。子どもを守り愛情を持って育てることは本来親の役割であるが、その機能が低下している今それに代わる育ち直しの場・育て直しの場としての処遇施設の場の役割は大きい。

子どもの生きづらさと心の居場所の構築に関して、ウイニコットの指摘がある。イギリスの児童精神科医ウイニコット〔Winnicott,1957〕は、非

行や精神的、性格的な問題を抱えた人には、深刻な愛情剥奪体験が多いことを臨床経験の中で知り、子どもの健全な自我の基盤の形成に、母親の全身全霊を込めた愛情が非常に大切であることを説いた。また、ウイニコットは逆説的な言い方で、「反社会的性向は、簡潔に述べると、不幸で希望がなくして悪気のないはずの母性愛剥奪をこうむった子どものなかにあらわれる将来の希望をあらわしている。したがって、子どものなかに反社会的性向の兆しがあらわれることは、その子どものなかにある種の将来への希望が生じてきたということを意味するのである。これはひとつの裂け目を埋める道があるかもしれないという希望なのである。この裂け目というのは、環境からの供給の連続が中断されたことによって生じるものだが、これは相対的依存の時期に体験されたものである」（Winnicott,1957）と述べている。

問題を起こす子どもたちは、偽りの希望を抱くことで自分を守っている。それは、自分を特別なものとし、自分以外の者をないがしろにした考えといえるが、そうすることが生き延びる唯一の希望と思えるような状況に、置かれている。ウイニコットは、「強迫的な不良は治癒可能なもののうちで最後のものであって、道徳教育で止めさせることもできる。しかし、不良行為のなかに閉じ込められてしまっているのが希望であり、絶望が服従や偽りの社会化と結びついたものである、ということは子ども自身よく知っているのである」と述べて、非行少年の反社会性を強力な抑制的手段で教化することは、子どもたちのもつ内側から成長していく可能性を踏みにじることにも繋がることを危惧している（Winnicott,1957:123）。非行少年の希望を偽りのものだとして、無理やり捨てさせようとしても、根本的な改善にはならないのである。咎めれば咎めるほど、子どもはそれを攻撃と受け止め、心の鎧を固め偽りの希望にしがみつくことになる。子ども自身がそれを、偽りの希望だと気づき、自分の意志によって捨て去らない限り、本当の更生と成長はない。

子どもたちに必要なことは、本当の希望を取り戻すことである。子ども自身がそれを見つけ

出せる力を育ませること。それができるのが、本来は家庭であり、子どもの一番傍に寄り添う大人がするべきことである。養育者との温もりと信頼感の持続的な積み重ねの関係が、健全なパーソナリティの発達にとって不可欠といえよう。しかし、その機能が低下している場合、それに変わる再教育の場が必要になる。それは、刑事司法的なものでなく、時間をかけて子どもと向き合いながら、子ども自身が自分の痛みを取り戻し、再び同じ過ちを犯さないように内省し、心をひらいていける場所が必要になる。的確な愛情を与えられず、本当の愛を知らない子どもたちがいる限り、また家庭の養育能力が低下している限り、それに代わるこの少年司法システムの存在は重要である（春日、2012）。少年犯罪・少年非行への対応には少年処遇機関の連携が、今後さらに重要になる。

今後、少年法適用年齢が引き下げられた場合、現在の18歳および19歳の少年院収容者を少年刑務所の教育的処遇で対応すればよいという一部の意見も出ている。この場合、処遇内容については、少年院は、一日の生活時間は、原則として余暇時間を除いて起床から就寝まで矯正教育を実施し生活指導が中心になるが、刑事施設では、少年専用の少年受刑者を対象とした工場はないので作業は成人受刑者と一緒になり、原則として8時間以内の矯正処遇で作業の比重が高くなる。受刑期間が長くなるので、改善指導ばかりをずっと実施することは難しい。少年院と刑務所の処遇を対比してみると、保護処分と刑事処分という本質的な違いからか、総じて少年院の処遇の方が手厚いといえる。

少年法第1条において、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行なうとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」と定めているが、これは、少年が行なった過去の犯罪に対する応報として処罰するのではなく、今後二度と同じ過ちを行なわないように少年を改善教育することを目的としている。その根底には、少年の可塑性の高さをみすえ、犯罪を犯した少年も、適切な措置をすれば、健全な社

会人として育つ可能性が高いことから、制裁として刑罰を科すよりも、少年にとってもまた社会にとっても利益があるという考え方がある。澤登（2015）は、「日本の犯罪現象は、戦後から安定した状況が続いている。これは犯罪予備軍とされる非行少年に対する対策としての教育的処遇が功を奏していることが原因と考えられる」と指摘していることから、わが国の保護主義が充実して成果をあげていることが伺える。18歳、19歳は大人としてみるには、精神的にも経験的にも未熟な面が多いように思う。子どもと大人の狭間の年齢ゆえに、保護処分の領域の中に置き更生を目指すことが必要だと考える。少年院法も改正され、理想的な矯正教育の成果がでているのも現実である。それ故に今後、適用年齢が引き下げられたとしても、年長少年（青年・若年層）に対して、少年矯正に対する処遇方法や家庭裁判所の扱いはそのままにし、家庭裁判所の対象からはずしてはならないと考える。現在、適用年齢引き下げの問題が法制審議会で審議が進められているが、この問題に関しては、急がず時間をかけて様々な面から検討し非行のある少年にとって最善の結果を出すように臨んで欲しい。本来立ち直る力を持つ少年たちが、保護処分から除外され矯正教育や少年の段階で保護観察を受ける機会を逸し、更生の機会を失うことがないように今回の適用年齢引き下げの問題は、慎重に十分検討していく必要がある。

## 7. むすびにかえて

少年非行や子どもの問題行動は、病める社会の反射鏡といっても過言ではない。児童自立支援施設や矯正施設での少年たちとの面接を通して感ずることは、子どもの問題行動の背景の根底には、必ず家庭・親・成育環境といった問題を抱えているということである。非行少年たちの行動は、人を傷つけ苦しませる結果を残し、決して褒められるものでも許されることもないが、その一方で、加害者であるが悲しい性と恵まれない環境の中で生きざるをえず、安心して身を置くことができる居場所を持てずに生きてきた少年たちが多くいることも現実である。そういう意味では加害者で

あり社会における被害者でもあるように思われてならない。

1994年にわが国でも批准された「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)において第3条に『子どもに関わるすべての活動において、子どもにとって最善の利益とは何かということが最優先で考慮されなければならない』と規定されている。これは、非行のある少年にも適用される権利である。国連(1990)は、非行防止のためのガイドライン(リヤド・ガイドライン)で、子どもの非行をどうすれば防ぐことができるかについて、「少年非行の防止のためにには、幼少期からその人格を尊重及び促進しながら社会全体が努力する必要がある」とし、犯罪予防の第1は、幼少の頃より人格を尊重されて育つことであると明確に述べている(春日、2012)。非行のある少年は一人ひとり違ってくるが、それぞれの最善の利益とは何かを常に考え保護・支援・教育していくことが必要になる。それには、子供のそばに寄り添う大人たち自身が、子どもの前に凜とした姿で立てる人間であることとも重要になる。現在も、各処遇機関では、日々非行のある少年と向き合いながら、改善に向けての働きかけが行なわれている。こうした働きかけがなければ、非行は防止されない。

現代社会は、子どもの成長発達を阻害するさまざまな状況が生じている。こうした中で、施設内処遇と社会内処遇の充実を図ると共に、より子どもの成長発達や健全育成のために、司法と福祉の連携や、家庭・学校・地域社会など三位一体が協働・連携して少年非行対策に取り組むことがより一層必要になる。そして、非行少年を生み出さないために、非行少年を含む次の世代を担う子どもや若者に対して、どのような政策が必要なのか、特に非行少年の取り扱いについてはその背景にあるものを見つめ、非行の原因を正しく理解し、健全育成のために有効な対策を見つけるよう、しっかりとした考え方方が関係機関だけではなく社会全体に共有されていくと共に、少年法の目的と理念の明確化を社会の中に進めていくことが課題になる。

### 〔文献〕

- 荒木伸怡 1999 『現代の少年と少年法』 明石書店  
鮎川潤 2014 『少年非行』 左右社  
団藤重光=森田宗一 1984 『新版 少年法〔第2版〕』 有斐閣  
平成28年版 2016 『犯罪白書』 法務省法務総合研究所編  
柿崎伸二 2014 「少年院法・少年鑑別所法の成立の経緯」 ひろば67巻8号  
春日美奈子 2012 『児童自立支援施設の可能性』 鎌倉女子大学紀要 第19号  
春日美奈子 2012 「地域社会と子ども」『子ども心理学の現代』 北樹出版  
松尾浩也 1982 『少年法と少年審判』 大成出版社  
森田明 2004 「触法少年の法的取り扱いについて」 法教280号  
守屋克彦 1977 『少年非行と教育』 劲草書房  
澤登俊雄 1975 『犯罪者処遇制度論 上』 大成出版社  
澤登俊雄 1987 『少年非行と法的統制』 成文堂  
澤登俊雄編著 1994 『世界諸国の少年法制』 成文堂  
澤登俊雄編 1997 『現代社会とパターナリズム』 「犯罪・非行対策とパターナリズム」 ゆるみ出版  
澤登俊雄 2015 『少年法入門〔第6版〕』 有斐閣  
武内謙治 2015 『少年法講義』 日本評論社  
Winnicott,D.W.1965 The Maturational Processes and the Facilitating Environment. The Hogarth Press Ltd.,London.  
牛島定信訳 1977 『情緒発達の精神分析理論』 岩崎学術出版社.  
Winnicott,D.W. 1965 The Family and Individual Development. Tavistock Publications Ltd.,London.  
牛島定信訳 1984 『子どもと家庭』 誠信書房  
横山実 2017 『18歳選挙権と少年法適用年齢引き下げの問題』 日本教育法学会年報 第46号  
有斐閣

**[要旨]**

少年法第1条は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行なうとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」と規定している。少年の健全育成は、少年法の目的と考えられている。こうした目的を定めている根底には、少年の可塑性の高さゆえ、犯罪を行なった少年も、適切な措置をすれば、健全な社会人として成熟する可能性が高いと考えられることから、制裁として刑罰を科すよりも、少年にとっても社会にとっても利益が大きいという考え方がある。少年の健全育成は、公的機関による正当なパターナリズムの行使と少年の人権保障との中で追求、実現されるものとして構想されている。

(2017年8月9日受稿)